明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（三〇）　三

〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（一三九）　四

〔省　令〕
○総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（総務四七）　四

〔告　示〕
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委一七）　四

〔官庁報告〕
官庁事項
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委員会）　一四
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委員会）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人関係　八四
会社その他
会社決算公告　八七

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（法律第三〇号）（内閣官房）

一　郵政民営化法の一部改正（第一条関係）

1　目的の改正

郵政民営化を、株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすることとした。（第一条関係）

2　承継会社の再編成

日本郵政公社（以下「公社」という。）の機能を引き継いだ株式会社のうち、郵便局株式会社と郵便事業株式会社を次により再編成するものとし、このほか必要な認可又は届出に係る準備行為の特例、税制上の措置等を講ずることとした。（第六条の二、第九〇条～第九三条及び第一七六条の二～第一七六条の五関係）

㈠　郵便局株式会社は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、その商号を日本郵便株式会社に変更する。

㈡　施行日に、日本郵便株式会社を吸収合併存続会社とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行うものとし、日本郵便株式会社は、郵便事業株式会社の業務その他の機能並びに権利及び義務を承継する。

3　株式の処分

日本郵政株式会社は、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、4の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとすることとした。（第七条第二項及び第六二条第一項関係）

4　郵政事業に係る基本的な役務の確保

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、その活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとすることとした。（第七条の二関係）

5　政府は、4の責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとすることとした。（第七条の三関係）

6　郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとすることとした。（第七条の四関係）

7　同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、郵便貯金銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又は郵便保険会社について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の三月三一日までの期間（以下「移行期間」という。）中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和することとした。（第八条関係）

8　情報の公表

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとすることとした。（第八条の二関係）

9　郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会

郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は、移行期間の末日まで置かれるものとするほか、郵政民営化委員会の所掌事務を郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行うこと等とすることとした。（第一九条第一項及び第二六条関係）